

与謝野町地域こどもの生活支援強化事業委託業務に係るプロポーザル実施要領

1. 業務の目的 別添仕様書の通り

2. 業務の内容

- (1) 業 務 名 与謝野町地域こどもの生活支援強化事業委託業務
- (2) 業務の内容 別添仕様書の通り
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 委託上限額 2,250,000円(税込)

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法平成11年法律第225条)の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (3) 食の提供(こども食堂と同等事業)の実績があること。
- (4) 町内に事業所を有すること。

4. 審査資料の提出等について 審査資料について

提出締切: 令和8年9月24日(木) 17時必着(郵送可)

提出場所: 与謝野町 子育て応援課

提出書類: 提出書類①～⑧については正本1部、副本5部を作成し提出すること。

- ① 企画提案書
- ② 会社概要(パンフレットも可、業務内容、従業員数が分かるもの)
- ③ 事業所経歴書(様式1)
- ④ こども食堂事業実績書(様式2)
- ⑤ 年間事業計画(様式3)
- ⑥ 契約実績書(様式4)
- ⑦ 参加意思表明書(様式5)
- ⑧ 見積書 1部提出すること。

※予算金額に対して、安価な見積提示は業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

5. 企画提案書の作成について

体裁は原則としてA4判(A3判の折込みも可)とし、縦横は問わないが横書きとする。

枚数の制限はしないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。

仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

6. 審査について

- (1) 審査方法 審査は、本町において提出書類及びヒアリングに基づき選考を実施し、それら総合的に

評価し、優秀であると認められた者を選定する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者すべてに通知する。

(3) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

(4) 書類審査及びヒアリング日時

令和8年9月25日（金） 午後4時から（開催時間が遅れる場合もございます）

与謝野町役場 加悦庁舎 二階 会議室2

7. 質疑・参加意思表示について

質疑がある場合は期限までにFAX（42-0528）でのみ照会するものとする。（様式は任意）

(1) 期限 令和8年9月7日（月）17時まで

(2) 照会先 与謝野町 子育て応援課

(3) 令和8年9月11日（金）までにすべての業者へ回答する。

(4) 参加意思表示書については、令和8年9月15日（火）までに持参もしくはFAX（42-0528）で提出すること。

8. その他

(1) 企画提案に要する経費については、提案者負担とする。

(2) 企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。

(3) 仕様書に記載されている業務は、確実に履行すること。履行できない場合、指名停止及び公表することも有り得る。

(4) 本業務は、当町9月議会補正予算の可決及び国庫補助金の決定後に契約業務とするためプロポーザルの結果において必ず本契約が成立するものではなく事業における優先順位を決めるものである。

(5) 当町予算の可決及び国庫補助金の決定においてどちらか一方が欠する場合は事業を実施しない。